

ご相談ください

国民健康保険料や、医療機関等に支払う一部負担金について、災害や失業などにより前年と比べて所得が激減し、生活が著しく困窮した場合、収入に応じて徴収猶予や減免を受けられる制度があります。下記要件に該当される場合は、市民・国保課窓口へご相談ください。

◆国民健康保険料（所得割）の減免

※ 国民健康保険に新たに参加した方は対象となりません。

ただし、65歳未満で非自発的失業者の方は除きます。

<減免の適用区分>

- 5割減免：前年の総所得金額の5割以下の場合
- 7割減免：前年の総所得金額の3割以下の場合
- 9割減免：前年の総所得金額の1割以下の場合
- 10割減免：本年の所得が無い場合